

EPA原産地規則の概要

【輸出編】



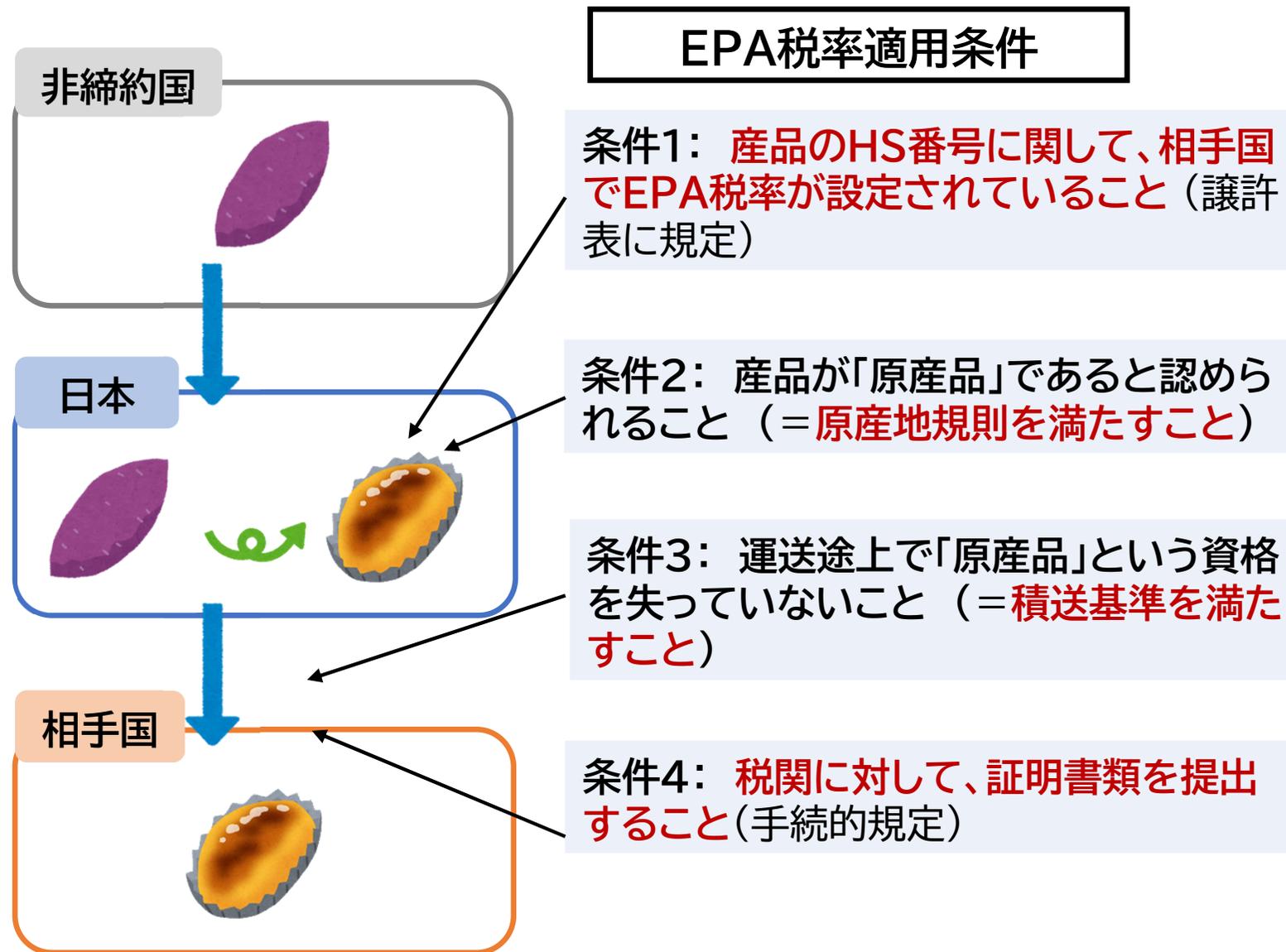
2023年6月
財務省・税関
EPA原産地センター

1. 輸出貨物のEPA利用のステップ
2. ケーススタディ(RCEP協定、ワイン)
3. ケーススタディ(発展)(日EU・EPA、工作機械)
4. 輸出相談のご案内・よくある相談
5. 参考情報



1. 輸出貨物のEPA利用のステップ

EPA税率適用のために



EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要です。
（一つでも条件を満たさなければ適用できません。）

➡ 条件を満たすか確認するためには、「EPA利用のステップ」を活用

輸出貨物のEPA利用のステップ

輸出においてEPAを利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるEPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

2. ケーススタディ

～RCEP協定を利用してワインを輸出～



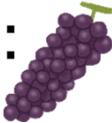
酒造メーカーの貿易担当者です。
RCEP協定を利用して、日本から中国、ニュージーランドへ
日本で生産した「ワイン」を輸出したいと考えています。
輸出予定の産品について、以下の情報を確認しました。

■ 産品：ワイン

□ 輸出先：中国、ニュージーランド

□ HS番号：第2204.21号

□ 製造工程：輸出者の日本国内工場にて以下の材料を用いて製造。

□ 材料： 01 ブドウ搾汁 … 国外サプライヤーから調達
 02 保存料(亜硫酸塩) … 国内サプライヤーから調達



輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

輸出においてRCEP協定を利用するためには次のステップで確認する。



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

条件1: 製品のHS番号に関して、相手国でEPA税率が設定されていること

HS番号(関税分類番号)とは

- HS番号とは、輸出入の際に産品を分類する番号のことです。
 - EPA税率や品目別規則は、HS番号に基づいて設定されています。
- HS番号(6桁)は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められており、**5年ごとに改正**されます。世界200以上の国・地域で使用されており、**輸出入共通**となっています。
 - 輸出国と輸入国で産品に対するHS番号の解釈が異なる場合、最終的には**輸入国側の判断が尊重**されます。
 - 各国、7桁目以降の**国内細分**を独自に定めています。日本の国内細分は3桁で設定しており、輸入と輸出で異なります。(9桁は統計品目番号)

👉 (例) HS番号 **第2204.21号** (輸出統計品目番号: **2204.21-000**)

HS番号 類(2桁) = 第**22**類

飲料、アルコール及び食酢

項(4桁) = 第**22.04**項

ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)



号(6桁) = 第**2204.21**号

2リットル以下の容器入りにしたもの

(9桁) = **2204.21-000**

(2リットル以下の容器入りにしたもの)

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号は「輸出統計品目表」(日本における輸出申告で使用)で調べることができます。

➢ 税関ホームページ ⇒ 「輸出入の手続きを調べたい」 ⇒ 輸出入の手続き ⇒ 「輸出統計品目表」
<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。

➢ <https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

輸出統計品目表 検索画面

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 輸出統計品目表

輸出統計品目表 (2023年4月版)

統計番号 Statistical code	品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
番号 H.S code		I	II	
22.04	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生搾のぶどうから製造したものに 限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)			
2204.10.000	- スパークリングワイン		L	ET
2204.21.000	- - 2リットル以下の容器入りにしたもの		L	ET
2204.22.000	- - 2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたもの		L	ET

ステップ1
完了

HS番号 第2204.21号(輸出統計品目表番号は、2204.21-000)と特定しました。

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定



ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸出相手国におけるRCEP協定税率の確認方法

① 税関ホームページ EPA相手国譲許表(関税率表)

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

国等 (リンクは協定HP)	二国間	AJCEP (和文) (英文)	TPP11 (和文) (英文)	RCEP (和文) (英文)	参考 (相手国税率検索サイトまたは税関HP)
シンガポール	○	○	○	○	シンガポール税関 (Singapore Customs)
メキシコ	○		○		メキシコ経済省 (Secretaría de Hacienda) ※スペイン語のみ
マレーシア	○	○	○	○	マレーシア税関 (Royal Malaysian Customs Department)
チリ	○		○		チリ税関庁 (Chile Aduanas) ※スペイン語のみ
タイ	○	○		○	タイ税関 (Thai Customs)
インドネシア	○	○		○	インドネシア関税消費税総局 (Directorate General of Customs & Excise)

ユーザー登録が必要です。
JETROホームページからユーザーIDとパスワードを取得可能です(日本居住者は無料)。

② World Tariff

JETROホームページ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

※税関ホームページからのアクセス: トップページ → EPA/原産地規則について知りたい

→ 経済連携協定(EPA/FTA等) → 2. 関税譲許について → 相手国譲許表(相手国が約束した関税率)

1. 2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

3. 4. 5. 6. 7.

RCEP協定譲許表(附属書 I)で、HS第2204.21号を確認

■ Schedule of Tariff Commitments : China Section C For Japan

HS Code	Product Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3
2204.2	-Other wine; grape must with fermentation prevented or arrested by the addition of alcohol:				
2204.21.00	--In containers holding 2L or less	14.0%	12.7%	11.5%	10.2%
2204.29.00	--Other	20.0%	18.8%	17.5%	16.3%
2204.30.00	-Other grape must	30.0%	U	U	U

中国は、HS第2204.21号の製品について日本に対してRCEP協定税率を設定しています。
関税率11.5%(2年目)

ベースレート14% → 段階的撤廃

■ Schedule of Tariff Commitments : New Zealand

HS Code	Product Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3
	- Other wine; grape must with fermentation prevented or arrested by the addition of alcohol:				
2204.21	-- In containers holding 2 litres or less:				
2204.21.02	--- For further manufacture in a licensed manufacturing area	5.0 %	4.7 %	4.3 %	4.0 %
	--- Other:				
	---- Containing more than 14 % vol., fortified by the addition of spirits or any substance containing spirit	5.0 %	4.5 %	4.0 %	3.5 %
2204.21.18	---- Other	5.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %

ニュージーランドは、HS2204.21.18の製品についてRCEP協定税率を設定しています。
関税率0%

国内細分が設定されています。今回の製品は、2204.21.18に該当することを確認しました。

⇒ 2204.21.02 For further manufacture in a licensed manufacturing area

2204.21.13 Other - Containing more than 14 % vol., fortified by the addition of spirits or any substance containing spirit

2204.21.18 Other - Other

⇒ ベースレート 5% → 即時撤廃

譲許表の付録の特定の原産品に該当するかの確認

(Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials))

- RCEP協定において個別譲許(国ごとに関税率の差異が発生する品目を設定)を採用しているのは、**日本、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム**の7か国です。
- 個別譲許採用国は譲許表の付録に「特定の原産品」を掲げており、これに該当した場合は、付録に定める追加的要件(輸出締約国である最終仕出国において20%以上の価値が付加されていること)を確認する必要があります。

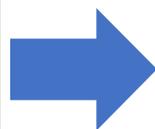
中国の付録の特定の原産品を確認

【外務省ホームページから】

Free Trade Agreement (FTA) and Economic Partnership Agreements

Annex I Schedules of Tariff Commitments

- General Notes (PDF)
- AUSTRALIA
 - HEADNOTES (PDF)
 - Schedule of Tariff Commitments: Australia (PDF)
- BRUNEI DARUSSALAM
 - HEADNOTES (PDF)
 - Schedule of Tariff Commitments: Brunei Darussalam (PDF)
- CAMBODIA
 - HEADNOTES (PDF)
 - Schedule of Tariff Commitments: Cambodia (PDF)
- CHINA**
 - HEADNOTES (PDF)
 - Schedule of Tariff Commitments: China
 - Section A For Member States of ASEAN (PDF)
 - Section B For Australia (PDF)
 - Section C For Japan (PDF)
 - Section D For Korea (PDF)
 - Section E For New Zealand (PDF)
 - Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials) (PDF)**



APPENDIX
IN RELATION TO PARAGRAPH 3 OF ARTICLE 2.6 (TARIFF DIFFERENTIALS)

- For the purposes of this Appendix:
 - additional requirement** means the requirement that an exporting Party of an originating good is the Party where no less than 20 per cent of the total value of the originating good has been added in the production of that originating good, as calculated, *mutatis mutandis*, under Article 3.5 (Calculation of Regional Value Content)¹; and
 - period** means the period of time during which China imposes the additional requirement. Such imposition shall be limited to the period during which the originating good is subject to a tariff differential by China.
- For greater certainty, the eight-digit codes of the tariff classification number of China and their product descriptions referred to in the table in this Appendix correspond respectively to those referred to in the Schedule of Tariff Commitments of China.

HS Code	Product Description	Period
0201.10.00	-Carcasses and half-carcasses	From year 1 onwards
0201.20.00	-Other cuts with bone in	From year 1 onwards
0201.30.00	-Boneless	From year 1 onwards
0202.10.00	-Carcasses and half-carcasses	From year 1 onwards
0202.20.00	-Other cuts with bone in	From year 1 onwards
0202.30.00	-Boneless	From year 1 onwards
3901.30.00	-Ethylene-vinyl acetate copolymers	From year 1 onwards
3901.90.20	---Linearity low density polyethylene	From year 1 onwards
3901.90.90	---Other	From year 1 onwards

HS2204.21は掲載されていない

第2204.21号の産品は、中国の付録の特定の原産品には該当しません。

ステップ2
完了

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

 ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

EPAに定める原産品の要件を確認

- RCEP協定税率は、RCEP協定上の他の締約国の「原産品」に対して適用されます(第2・4条1)。
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす製品です。
- 材料を「原産材料(=原産品となる材料)」と判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用します。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”製品



RCEP協定 第3・2条(a)

要件

品目別規則
を満たす製品

締約国における生産により
“実質的変更”がある製品

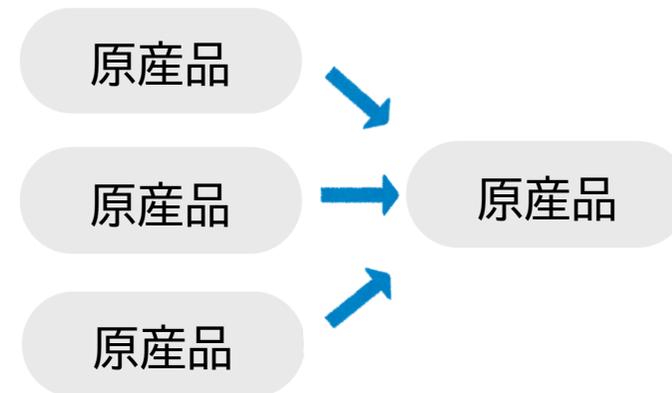


RCEP協定 第3・2条(c)

要件

原産材料のみから
生産される製品

締約国の“原産品となる材料”
のみから生産される製品



RCEP協定 第3・2条(b)



原産材料 と 非原産材料

原産材料

- EPAの原産地規則を満たして、「原産品」と認められる材料
 - ✓ 材料が原産材料かどうかは、EPAの原産地規則を満たしているかによって判断します。
 - ✓ 材料を「原産品」と認める要件は、「原産品」の要件と同じです。
(「完全生産品」、「品目別規則を満たす産品」、「原産材料のみから生産される産品」)。

非原産材料

- EPAの原産地規則を満たさず、「原産品」と認められない材料
(原産品としての資格を決定することができない材料を含む。)
 - ✓ 以下は非原産材料となります。
 - 非締約国から輸入した材料
 - 締約国内で調達したが、非締約国で生産された材料
 - 締約国内で生産・調達されたが、EPAの原産地規則を満たさない材料

! 日本税関では、利用者の証明負担軽減の観点から、原産品であることが証明されていない材料を非原産材料として扱う運用を行っています。

製品の生産に使用した材料を確認

■ 製品: ワイン

□ 製造工程 : 輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。

□ 材料表:



01 ブドウ搾汁 … 国外サプライヤーから調達



02 保存料(亜硫酸塩) … 国内サプライヤーから調達



ブドウ搾汁

01 RCEP協定の締約国外で生産されたものなので、RCEP協定上の原産品(原産材料)ではありません。



保存料
(亜硫酸塩)

02 国内で生産されたものですが、RCEP協定上の原産品(原産材料)かどうか分かりません。

⇒ どちらも(まずは)非原産材料として考えます。

適用する原産品の要件を確定

RCEP協定 第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

- (a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条(完全に得られ、又は生産される産品)に定めるもの
- (b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品
- (c) **一の締約国**において**非原産材料を使用して生産**される産品であって、**附属書3A(品目別規則)**に定める関連する要件を満たすもの



今回、非原産材料を使用しているので、
(c)の「品目別規則を満たす産品」の要件ですね。

産品が締約国(日本)の原産品と認められるためには、**日本における生産**により、RCEP協定の品目別規則に定める関連する要件を満たす必要があります。

RCEP協定等の「協定条文」について詳しく確認したい方はこちら→
リンク先:税関HP/EPA・原産地規則について知りたい/原産地規則ポータル/協定・法令等



1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

品目別規則の特定方法

「RCEP協定の品目別規則」を確認

- 税関ホームページ/原産地規則ポータル「品目別規則の検索」で調べることができます。

➤ <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

- 国名と製品のHS番号(6桁)

= 「ニュージーランド/NEWZEALAND」と「220421」で「検索」。

検索結果

ニュージーランド / NEWZEALAND

220421

検索

RCEP協定の場合、品目別規則はHS2022年版で規定されています。
※ EPAによって採用するHSのバージョンが異なります。

第2204.21号の産品に適用される品目別規則は「CTSH(第2204.22号及び第2204.29号の材料からの変更を除く。）」と特定

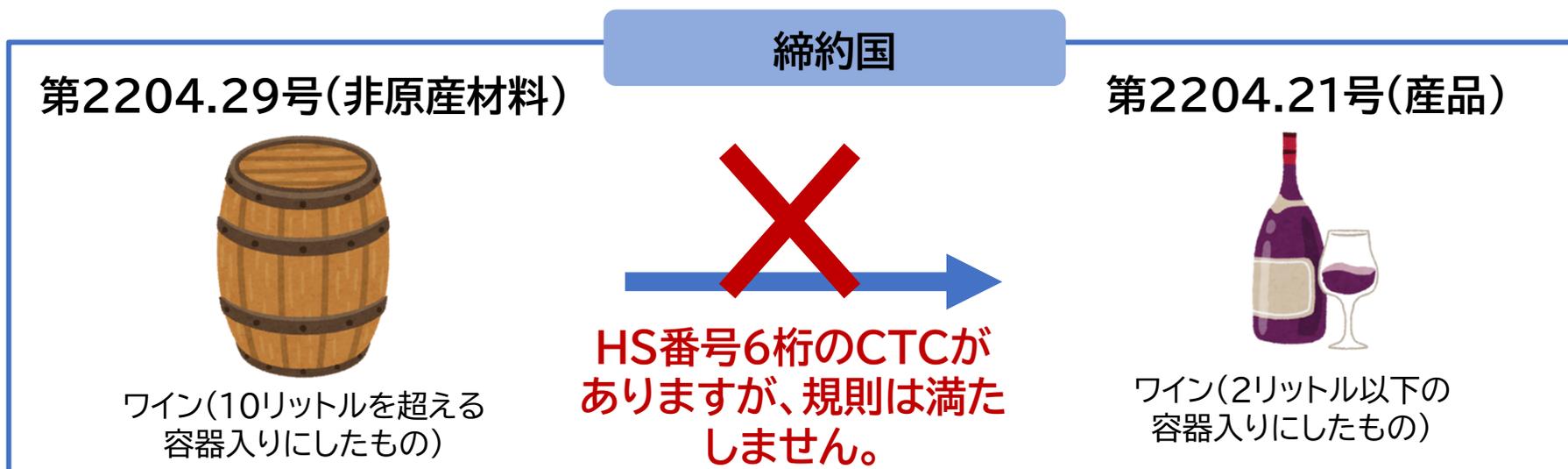
HS2022				地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2022) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP) AGREEMENT(HS2022)		
部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
04	22			飲料、アルコール及び食酢 Beverages, spirits and vinegar		
		2204		ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。)&びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。) Wine of fresh grapes, including fortified wines, grape must other than that of heading 20.09		
			220421	その他のぶどう酒&びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの Other wine, grape must with fermentation prevented or arrested by the addition of alcohol	2リットル以下の容器入りしたもの In containers holding 2 l or less	CTSH(第二二〇四・二二二号及び第二二〇四・二九号の材料からの変更を除く。) CTSH except from subheadings 2204.22 and 2204.29

品目別規則の読み方

RCEP協定 第2204.21号の品目別規則

「CTSH(第2204.22号及び第2204.29号の材料からの変更を除く。)」

- **CTSH** とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、**HS番号6桁の水準における関税分類の変更(CTC)**が行われていれば良いという基準です。
- ただし、()内の規定により、**第2204.22号と第2204.29号の非原産材料からの変更**では、規則を満たすことができないということになります。





品目別規則を満たす製品の3類型

- 日本の多くのEPAにおいては、品目別規則は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」のうちいずれかの考え方、またはその組合せを採用しています。

関税分類変更基準

非原産材料のHS番号(関税分類番号)と、その材料から生産される製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。

例: CC(他の類(2桁)からの変更)、CTH(他の項(4桁)からの変更)、CTSH(他の号(6桁)からの変更)

付加価値基準

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に、締約国において十分な作業・加工が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。

例: RVC40(域内原産割合が40%以上)

加工工程基準

締約国で、特定の加工工程(例えば、化学反応、蒸留、精製等)が施されれば、締約国において十分な作業・加工が行われ、製品は原産品と認められるとする考え方。

例: CR(化学反応にかかる規則)

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

 ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

特定した品目別規則を満たすかを確認

- 特定した品目別規則が関税分類変更基準の場合、製品に使用する材料が原産材料であれば、その材料については製品との関税分類の変更(CTC)を確認する必要がありません。
- しかし、材料を「原産材料」と扱うのであれば、その材料が原産品の要件を満たすことを確認しなければなりません(証明負担が大きいことがあります)。
- まずは**全ての材料に対し、関税分類の変更(CTC)を確認**した上で、基準を満たさない材料についてのみ、「原産材料」かどうか確認していくことが効率的です。

生産に使用された材料のHS番号を確認

■ 産品:ワイン

材料表等の書類で確認 

□ 材料表:



01 ブドウ搾汁 … HS番号 **第2009.69号**

02 保存料(亜硫酸塩) … HS番号 **第28類**

➡ 全ての材料について、産品(第2204.21号)の品目別規則「CTSH(第2204.22号及び第2204.29号の材料からの変更を除く。)」を満たす、**関税分類の変更(CTC)があることを確認**。

産品は、品目別規則を満たすと認められます。



ワインの原産地規則



- 品目別規則はEPAごとに定められており、同じHS番号の製品に対して基準の厳しさが異なる場合があります。例えば第2204.21号のワインでは…

□ RCEP協定

「CTSH (=HS番号6桁水準のCTC) (第2204.22号及び第2204.29号の材料からの変更を除く。)」
【HS2022年版】

CPTPP

「第22.04項の製品への他の類の材料からの変更(=CC:HS番号2桁水準のCTC)」【HS2012年版】

➡ ブドウ搾汁(第2009.69号)、ブドウ(第0806.10号)は非原産材料でも良い。

□ EEU・EPA

「CTH (=HS番号4桁水準のCTC) (第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。生産において使用される第4類の非原産材料が製品の重量の40%を超えないこと。生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が製品の重量の40%を超えないこと。」【HS2017年版】

➡ ブドウ(第0806.10号)が、原産材料(完全生産品)である必要。

製造工程を確認

品目別規則を満たすかの確認に加えて

RCEP協定 第3・2条 原産品

(c) **一の締約国において**非原産材料を使用して**生産される産品**であって、附属書3A(品目別規則)に定める関連する要件を満たすもの

■ 産品:ワイン

製造工程表等の書類で確認 

□ 製造工程 : 輸出者の**日本国内工場**にて下記材料を用いて製造。



□ 材料表:  01 ブドウ搾汁 … 国外サプライヤーから調達



02 保存料(亜硫酸塩) … 国内サプライヤーから調達

➔ 産品が、RCEP締約国である、日本において生産されていることがわかるため、RCEP協定第3・2条(c)のうち「一の締約国において生産されていること」が確認できます。

産品は、RCEP協定上の日本原産品と認められます。



原産品
でした!



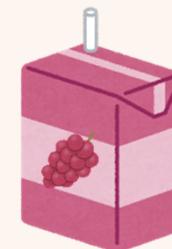
ミニマルオペレーション

- ミニマルオペレーションとは「原産資格を与えることとならない作業」を指し、その作業によって、品目別規則を満たすことになったとしても、製品は原産品とは認められません。(RCEP協定では 第3・6条「軽微な工程及び加工」)

RCEP協定 第3・6条 軽微な工程及び加工 Minimal Operations and Processes

産品を生産するために非原産材料に対して行われる以下の工程は、「軽微な工程及び加工」であるとして、その産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

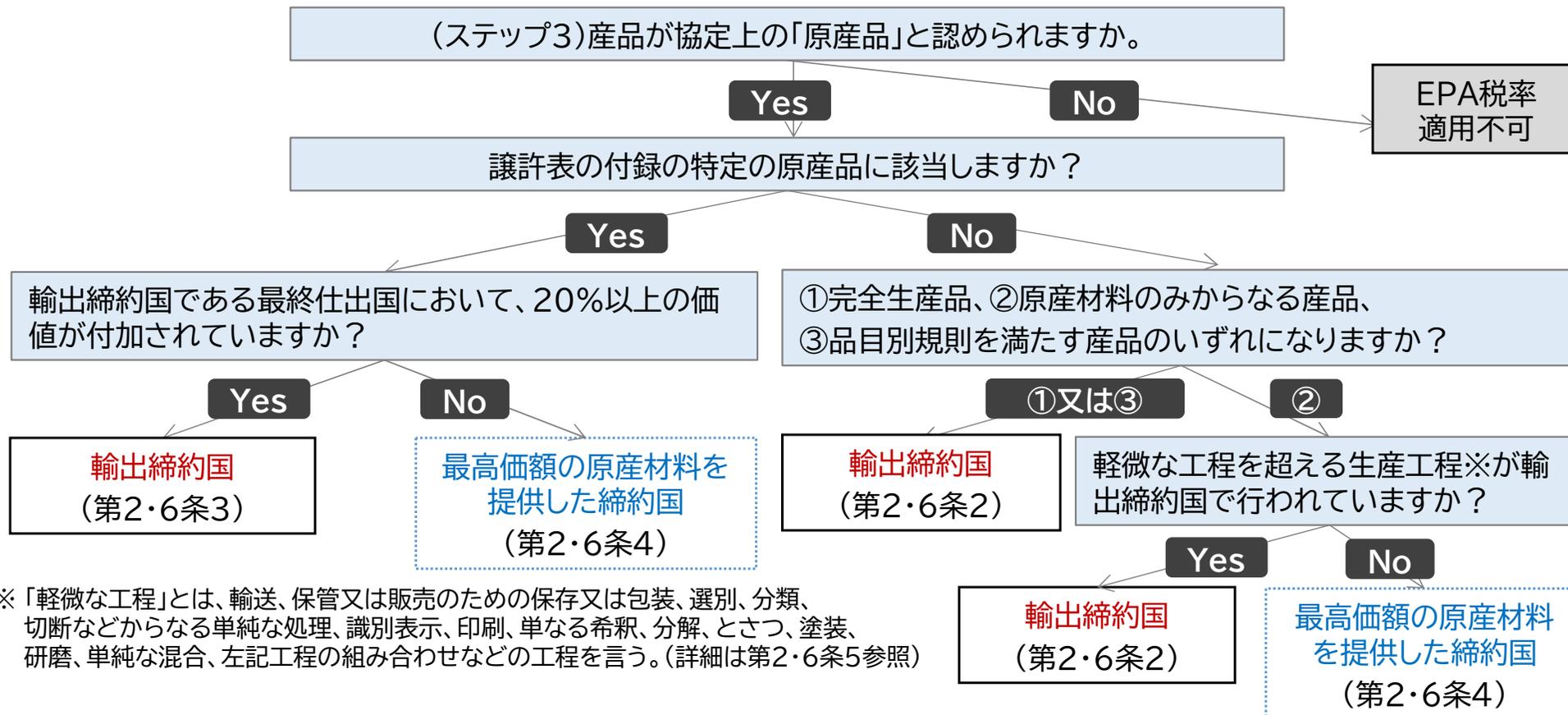
- 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理
- 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- 生産品の部品への分解
- 動物をとさつする工程
- 塗装及び研磨の単純な工程
- 皮、核又は殻を除く単純な工程
- 産品の単純な混合(異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない)
- (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ



RCEP原産国を決定

- RCEP協定においては個別譲許を採用している国があり、同じ商品でも輸入相手国によって異なる関税率が設定されている場合があります。
- 協定第2・6条「関税率の差異」に定める「RCEP原産国」の決定は、**商品にどの輸入相手国に対する関税率を適用するか**を決めるためのルールです。商品がRCEP協定上の原産品と認められるかを確認してから、RCEP原産国を決定します。

RCEP原産国の決定フローチャート ● 多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国(原産品の資格を取得した国)と同一となります。



※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う。(詳細は第2・6条5参照)

輸入者は生産に関与した締約国又は全ての締約国に適用する税率の中で 最高税率を選択可能 (第2・6条6)

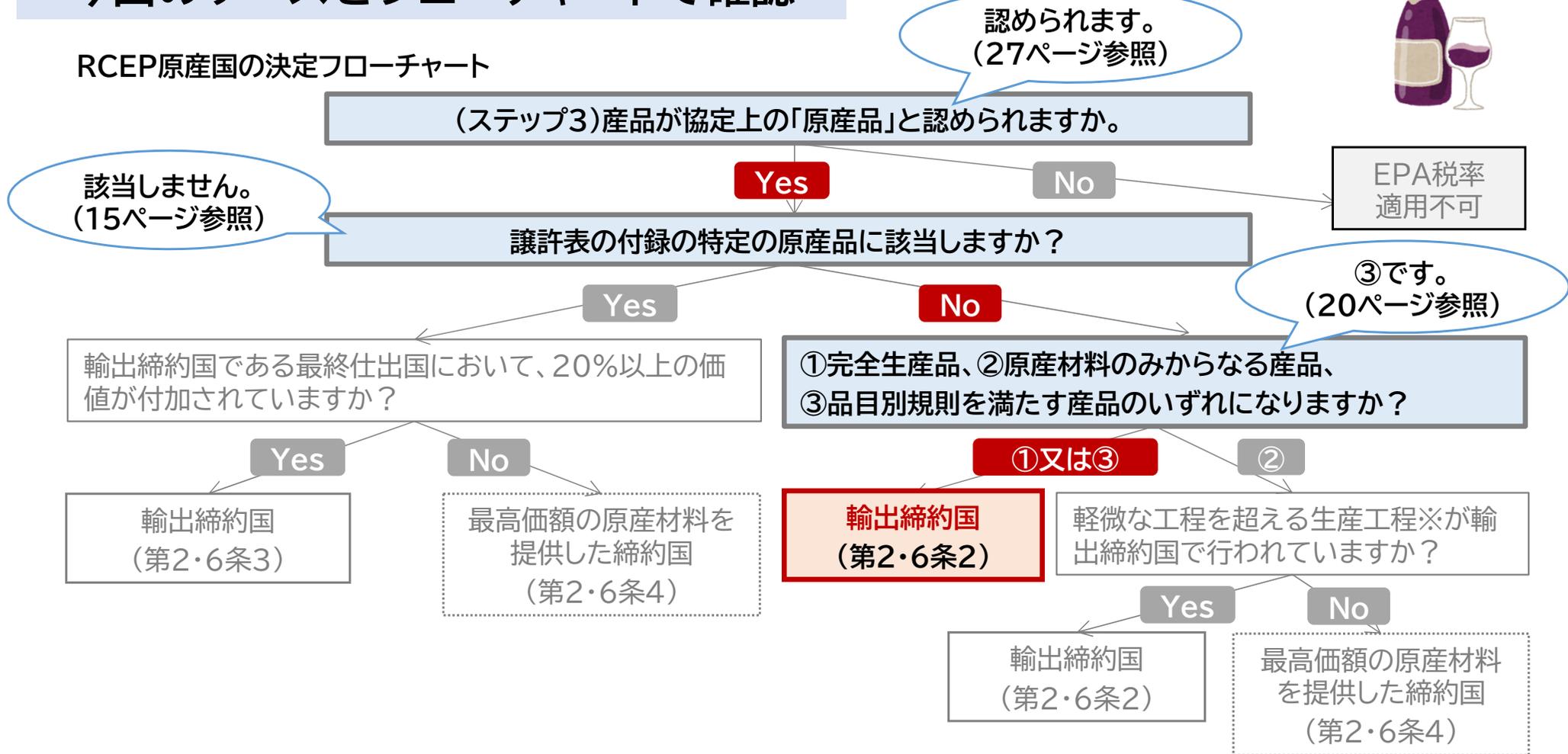
4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 6. 7.



今回のケースをフローチャートで確認

RCEP原産国の決定フローチャート



RCEP原産国は「**輸出締約国**」(=日本)と決定できました。

ステップ4 完了

「RCEP原産国」についてさらに詳しく知りたい方はこちら→
YouTube 税関チャンネル 「【RCEP協定】地域的な包括的経済連携協定説明会」
IV. RCEP協定における税率差(59分00秒/1時間36分45秒)



輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

 ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

7.

RCEP協定の証明制度(日本から輸出する場合)

- RCEP協定上の特惠待遇を要求するためには、以下のいずれかの原産地証明手続を行う必要があります。

証明制度	証明書類の取得方法	対象国	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	全ての締約国	<p>メリット: 発給機関によって原産性判断。発給機関を通じて輸出者・生産者に事後確認。</p> <p>留意点: 発給に費用及び時間を要する。</p>
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある発給機関により認定された輸出者が書類を作成	全ての締約国	<p>メリット: 認定後は自ら原産地申告を作成可能。</p> <p>留意点: 輸出国政府による認定を受ける必要。</p>
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	豪州、 ニュージーランド	<p>メリット: 発給機関から証明書取得の手間が省ける。</p> <p>留意点: 輸出者等にも証明責任が生じる。</p>

NZ ○
中国 ×

※ 日本からの輸出において、現時点で輸出者又は生産者による自己申告を利用できるのは、**豪州・ニュージーランド向け**に限ります。
(各締約国において制度の導入に一定期間の猶予が設けられており、将来的に導入されます。)

(参考)輸入者による自己申告について

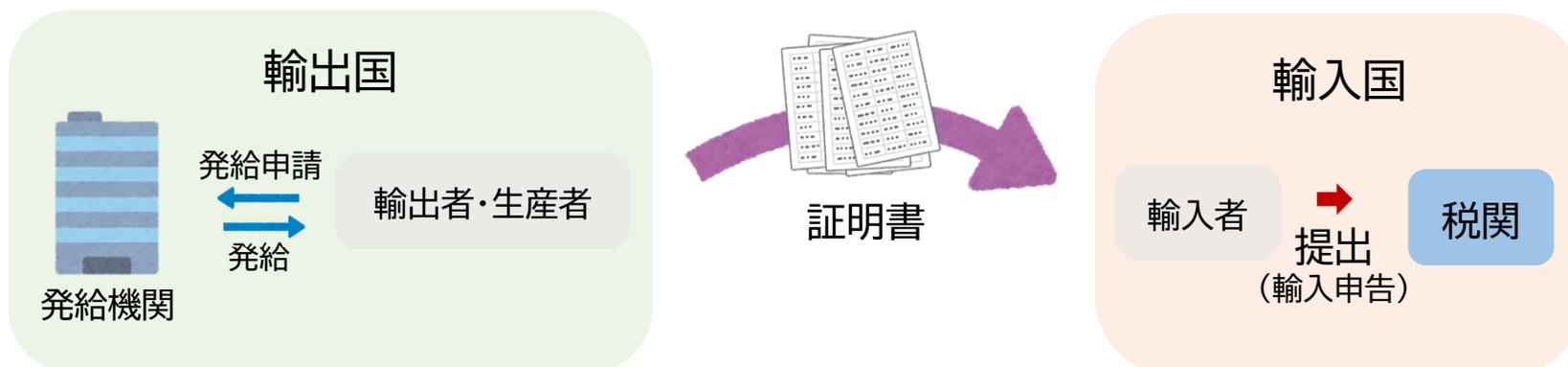
日本以外の締約国においては、協定が全ての署名国において発効した後、導入を検討することとなっています。32



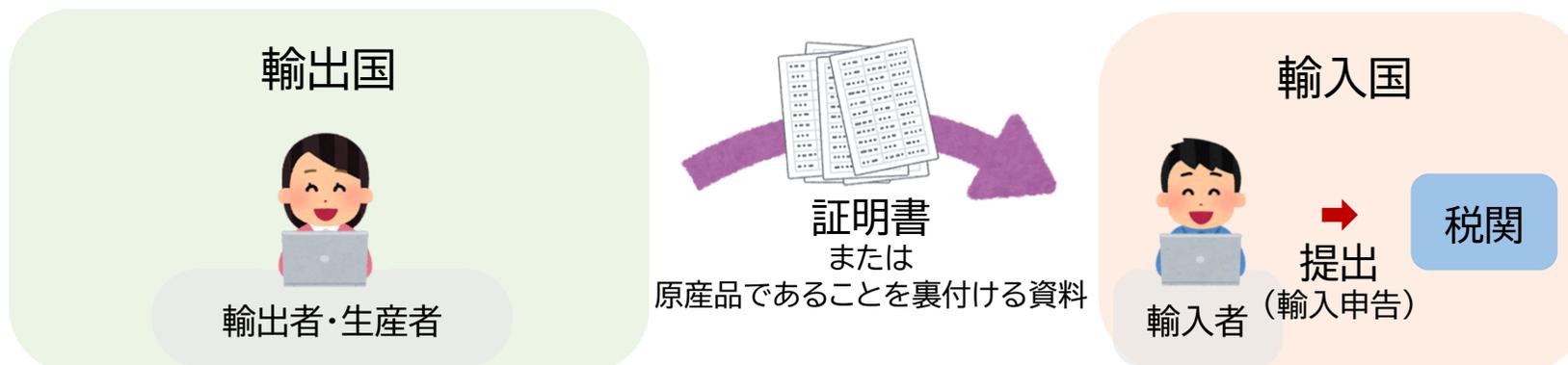
ここでワン
ポイント

第三者証明制度と自己申告制度

- **第三者証明制度**とは、輸出者や生産者が「原産品」であることを確認し、**発給機関(権限のある当局またはその指定機関)に証明書(=原産地証明書)の発給を申請**する制度です。



- **自己申告制度**とは、**輸入者、輸出者または生産者**が、「原産品」であることを確認し、**証明書(=原産品申告書)を自ら作成**する制度です。



第三者証明制度・認定輸出者制度の原産地手続

■ 第三者証明制度(原産地証明書)を利用する場合

- 日本においては**日本商工会議所**が発給機関となります。原産地証明書発給のための準備・手続等については、「日本商工会議所HP」をご参照ください。

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>



■ 認定輸出者制度を利用する場合

- 認定輸出者制度(認定された輸出者による原産地申告)とは、各締約国の権限ある当局による認定を受けた輸出者自らが、原産地申告を作成する制度です。日本においては**経済産業大臣**が認定を行います。
- 認定輸出者の申請手続、認定の基準、認定輸出者に課される義務などについては、経済産業省ホームページ「経済連携協定(EPA)に基づく認定輸出者自己証明制度申請・利用の手引き」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html#q-1

今回、**中国**向けに輸出する製品については、**第三者証明制度**または**認定輸出者制度**を利用して、原産地手続を行う必要があります。

原産品申告書の作成(輸出者・生産者による自己申告)

- 原産品申告書の様式は任意ですが、RCEP協定上の**必要的記載事項**を**英語**で記載する必要があります。
- 税関ホームページ・原産地規則ポータルに**様式見本**を掲載しています。

● 必要的記載事項(附属書3B)

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号(6桁番号の水準)
- (e) 認定された輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 作成者による証明
- (i) 第2・6条(関税率の差異)に規定するRCEP原産国
- (j) FOB価額(域内原産割合が用いられている場合)
- (k) 製品の数量
- (l) 連続する原産地申告における規定

Declaration of Origin 原産地申告書 (Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的包括的経済連携協定)									
1. Unique reference number 国々の非関税番号		2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号 (認定された輸出者の場合)							
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名・住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)									
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名・住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) (判明している場合)									
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名・住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)									
No.	6. Description of the goods, invoice numbers and date of invoice 品名・品名、仕入帳番号、日付	7. HS Code (8 digit and 10 digit) HSコード (8桁、10桁)	8. Origin certifying criterion 原産地判定基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB) where FOB is applied 数量及び FOB 価額				
11. Remarks その他の特記事項									
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back-to-back Declaration of Origin) 原産地の原産地証明に関する情報 (連続する原産地申告の場合)									
13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from _____ (exporting country) to _____ (importing country). 私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された品物が地域的包括的経済連携協定第3章(原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの品物は _____ (輸出国) から _____ (輸入国) に向けて輸出されます。									
Date of Declaration (印刷年月日): _____									
Name of the certifying person (印刷者の氏名又は名称): _____									
Name of the agent of the certifying person (印刷者の氏名又は名称): _____									
Address of the agent of the certifying person (印刷者の住所): _____									
Signature (印刷者の署名 (印本への記入の場合には不要)) _____									
The certifying person: <input type="checkbox"/> Approved exporter, <input type="checkbox"/> Exporter, <input type="checkbox"/> Producer, <input type="checkbox"/> Importer 本原産地申告書の作成者: <input type="checkbox"/> 認定された輸出者, <input type="checkbox"/> 輸出者, <input type="checkbox"/> 生産者, <input type="checkbox"/> 輸入者									

原産品申告書の様式見本

※ 自己申告制度と認定輸出者制度の共通様式となります。

今回、**ニュージーランド**向けに輸出する製品については、**輸出者・生産者による自己申告制度**を利用できます。

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

7.

様式見本を用いて、原産品申告書を作成してみましょう。

- ステップ4・5で確認した内容をもとに作成します。



(1/2)

Declaration of Origin 原産品申告書

(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1. Unique reference number 固有の参照番号

XXXXX

作成者が管理する任意の整理番号を記入します。

2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号(認定された輸出者の場合)

3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)

〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Japan
(XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX

輸出者について記載します。

4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known
生産者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス) (判明している場合)

〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, Japan
(XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX

生産者について記載します。判明していない場合は、
"NOT AVAILABLE" と記載します。5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所(国名を含む)、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)

〇〇〇 CO., LTD. X-XX-X XXXX, XXX, New Zealand
(XXX)XX-XXXX-XXXX XXX@XXX.XXX

輸入者について記載します。

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

(2/2)



No.	6. Description of the goods , Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2022) 関税分類番号 (6桁、 HS2022)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額
1	Red Wine I/V No. XXXX DD-MM-YYYY	2204.21	CTC	Japan	10 CTN
仕入書番号・日付は、輸入に際して 発行されたものを記載		関税分類変更基準を用いた 場合は「CTC」と記載		商品の数量を記載	
11. Remarks その他の特記事項					
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 最初 の原産地証明に関する情報(連続する原産地申告の場合)					

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from Japan (exporting country) to New Zealand (importing country).

私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された商品が地域的な包括的経済連携協定第3章(原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの商品は(輸出締約国)から(輸入締約国)に向けて輸出されます。

Date of Declaration 作成年月日: DD-MM-YYYY

Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称: ○○○ CO., LTD.

Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称:

Address of the agent of the certifying person 代理人の住所:

Signature 作成者の署名(日本への輸入の場合には不要): (署名)

証明文に、輸出締約国と輸入締約国を
記入し、作成者による署名を行います。

The certifying person (Approved exporter, Exporter, Producer, Importer)

本原産品申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

関係書類の保存

日本における輸出者又は生産者の書類保管義務(自己申告制度の場合)

- 原産品申告書を作成した日本の輸出者又は生産者は、RCEP協定第3・27条及び経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成26年法律112号)第5条に基づき、**産品が原産品であることを証明するために必要な全ての書類(「RCEP原産国」の決定のための関係書類を含む。)**を、作成の日から**3年間(※)** 保管する義務があります。

(※)参考:CPTPPと日オーストラリアEPAは5年間、日EU・EPAと日英EPAは4年間

RCEP協定 第3・27条 記録の保管に関する義務

1 各締約国は、次のことを要求するものとする。

(a) 自国の輸出者、生産者(中略)が、原産地証明の発給の日から少なくとも3年間(中略)、当該原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。

経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 第5条

本邦から締約国に輸出される産品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から政令で定める期間、保存しなければならない。(後略)

原産品申告書

契約書、仕入書、価格表、
総部品表、製造フロー図、投入記録、出
荷記録、支払記録、帳簿 等

輸出者・生産者は全て保存

ステップ5 完了

(参考) 産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ 完全生産品(WO)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(PE)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 品目別規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準(CTC)

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準(域内原産割合)(RVC)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準(化学反応)(CR)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸出しようとする産品が、協定に規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

(参考) 「RCEP原産国」の決定のための関係書類の例

① 第2・6条2 付録に掲げる品目に該当しない原産品

- 原産材料のみから生産される産品であり、日本において軽微な工程以外の生産工程が行われているもの

日本において軽微な工程以外の生産行為が行われていることが確認できるもの
(例)製造工程フロー図、生産指図書等

- 完全生産品又は品目別規則を満たす産品

原産品であることを証明するために必要な書類以上の、追加的な書類は不要

② 第2・6条3 付録に掲げる品目に該当する原産品で、日本における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であるもの

日本における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であることが確認できるもの
(例)製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

③ 第2・6条4 ①②でRCEP原産国が決定されない産品

原産材料(一次材料)を提供した全ての締約国と、原産材料の価額が確認できるもの
(例)材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

④ 第2・6条6 輸入者が選択するルール

- (a)「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率

原産材料(一次材料)を提供した全ての締約国が確認できるもの
(例)材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等

- (b)「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率

原産品であることを証明するために必要な書類以上の、追加的な書類は不要

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

 ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸入国税関への原産地証明の提出

- ステップ5で作成又は発給を受けた原産地証明については、税関申告の際に所持し、輸入国の国内法令に基づき、税関に提出する必要があります。
- EPAの適用については、最終的には輸入国税関の判断が尊重されます。RCEP協定税率の確実な利用のために、税関における事前教示制度等の利用も御検討ください。
 - ➡ 税関ホームページ「EPA相手国の事前教示制度」
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/epa_aitekokujiizenkyouzi.html
- RCEP協定の原産地手続に関する締約国間の了解事項については、ガイドラインが公表されています。
 - ➡ 外務省ホームページ「RCEP協定原産地規則運用上のガイドライン(英文)(改訂版)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>



※外務省ホームページから

ステップ6

- 具体的な輸入手続きについては各国税関当局のホームページ等をご確認ください。完了

輸出貨物のRCEP協定利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. RCEP協定税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認 + RCEP原産国を決定

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)原産品申告書を作成
(2)証明資料を保存

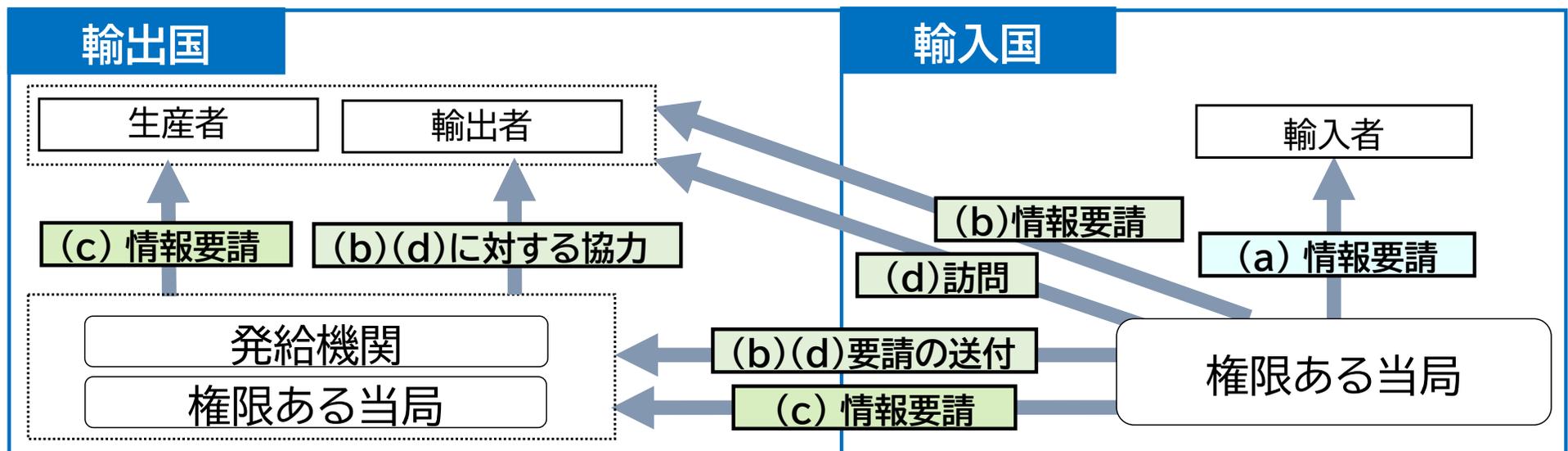
ステップ6. 相手国におけるRCEP協定税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応



事後確認(検証)とは

- 相手国でEPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPAの規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについての確認**が行われること
- RCEP協定においては、第3・24条に規定する以下の方法が認められています。
 - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
 - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入申告された貨物が日本の原産品であることを確認できない場合には、相手国において**EPA税率の適用が否認**されます。



RCEP協定 事後確認に係る各締約国の連絡部局(コンタクトポイント)

- 第3・24条の注において、締約国は、自国の輸出産品に係る原産品であるかどうかの確認のための単一の連絡部局(コンタクトポイント)を指定することができることと規定されており、日本は政府内にコンタクトポイントを設置しています。
- 日本が輸出国として、相手国(輸入国)から輸出国検証の要請を受ける場合も、コンタクトポイントを通じて受理することとなっています。相手国が日本の輸出者・生産者に対して情報提供を要請する場合にも、コンタクトポイントへ要請の送付が行われることとなっており、その場合、利用された証明制度に応じ、以下の機関から輸出者・生産者の方に連絡いたします。
 - ◆ 第三者証明制度・認定輸出者制度利用の場合
日本商工会議所
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室
 - ◆ 輸出者・生産者による自己申告制度利用の場合
財務省関税局関税課原産地規則室

相手国から、上記機関を介さず直接情報提供要請の連絡があった場合は、利用された証明制度に応じ、各機関にご相談ください。

第三者証明制度・認定輸出者制度：経済産業省(原産地証明室)

輸出者・生産者による自己申告制度：財務省(原産地規則室)

ステップ7 完了

3. ケーススタディ(発展)

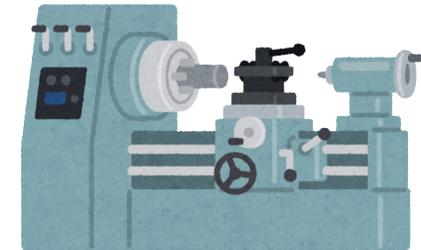
～日EU・EPAを利用して工作機械を輸出～



工作機械メーカーの貿易担当者です。日EU・EPAを利用して、日本国内の工場から「工作機械」をフランスに輸出したいと考えています。輸出予定の製品について、以下の情報を確認しました。

■ 産品：工作機械

- 輸出先 : フランス
- HS番号 : 第8458.11号
- 製造工程 : 輸出者の日本国内工場にて以下の材料を用いて製造。
- 材料 :
 - 01 鉄鋼材 … 国内サプライヤーから調達
 - 02 制御盤 … 国内サプライヤーから調達
 - 03 モーター … 国内サプライヤーから調達
 - 04 ボールネジ … 国内サプライヤーから調達
 - 05 ベッド … 海外サプライヤーから調達



※本事例において、材料や製造工程は簡略に記載しており、実際の製品のものとは異なる場合があります。

輸出貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸出において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認する。

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)

- (1)原産品申告書を作成
- (2)証明資料を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ日本税関による相手国からの事後確認に対応



この事例では、
ステップ3・4を説明します！

協定に定める原産品の要件を確認

- 日EU・EPA税率は、日EU・EPA上の他の締約国の「原産品」に対して適用されます(第2・8条1)。日EU・EPAの締約国とは、EUと日本のことです。
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす製品です。
- 材料が「原産材料(=原産品となる材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用します。

要件1

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”製品



日EU・EPA第3・2条1(a)

要件2

品目別原産地規則
を満たす製品

締約国における生産により
“実質的変更”がある製品

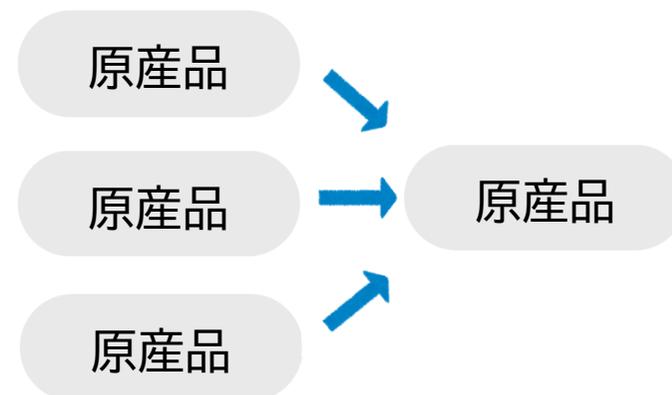


日EU・EPA第3・2条1(c)

要件3

原産材料のみから
生産される製品

締約国の“原産品となる材料”
のみから生産される製品



日EU・EPA第3・2条1(b) 49

製品の生産に使用した材料を確認

■ 産品：工作機械

- | | | |
|-------|----------|----------------|
| □ 材料： | 01 鉄鋼材 | … 国内サプライヤーから調達 |
| | 02 制御盤 | … 国内サプライヤーから調達 |
| | 03 モーター | … 国内サプライヤーから調達 |
| | 04 ボールネジ | … 国内サプライヤーから調達 |
| | 05 ベッド | … 海外サプライヤーから調達 |



01～04 国内で生産されたものですが、
日EU・EPA上の原産品(原産材料)かどうか分かりません。

05 日EU・EPAの締約国外で生産されたものなので、
日EU・EPA上の原産品(原産材料)ではありません。

⇒どちらも(まずは)非原産材料として考えます。

適用する原産品の要件を確定

日EU・EPA 第3・2条 原産品の要件

1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

(a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品

(b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される産品

(c) **非原産材料を使用して生産**される産品であって、**附属書3B(品目別原産地規則)**に定める全ての関連する要件を満たすもの

2、3 (省略)

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく満たされなければならない。**



今回、非原産材料を使用しているので、
(c)の「品目別規則を満たす産品」の要件ですね。

産品が締約国(日本)の原産品と認められるためには、**日本における生産**により、日EU・EPAの**品目別原産地規則**に定める関連する要件を満たす必要があります。

品目別原産地規則の特定方法 「日EU・EPAの品目別原産地規則」を確認

- 税関ホームページ/原産地規則ポータル「品目別規則の検索」で調べることができます。
 - <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>
- 国名と製品のHS番号(6桁) = 「フランス/FRANCE」と「845811」で「検索」。

検索結果

日EU経済連携協定(HS2017) / Japan-EU EPA (HS2017)

日EU経済連携協定(HS2017) / Japan-EU EPA (HS2017)

HS2017

部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
16	84			原子炉、ボイラー及び機械類 Nuclear reactors, boilers, machinery, appliances; parts thereof
		8458		旋盤(ターニングセンターを含む。) Lathes (including turning centres) for removing metal
			845811	横旋盤 Horizontal lathes
				数値制御式のもの Numerically controlled

日EU・EPAの場合、品目別原産地規則は2017年版のHS番号で規定されています。
※ EPAによって採用するHSのバージョンが異なります。

第8458.11号の製品に適用される品目別原産地規則は「CTH(第84.66項の材料からの変更を除く。)、MaxNOM50%(EXW)またはRVC55%(FOB)」と特定

検索

検索/Search リセット/Reset

品目別原産地規則の読み方

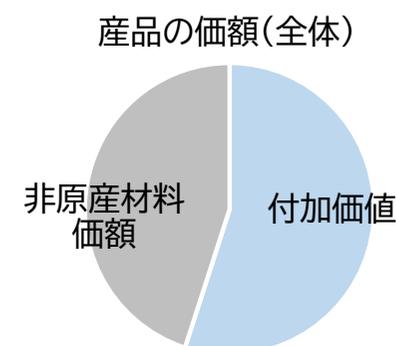
日EU・EPA第8458.11号の品目別原産地規則

「CTH(第84.66項の材料からの変更を除く。)、MaxNOM50%(EXW)
またはRVC55%(FOB)」

- 「CTH とは、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、HS番号4桁の水準における関税分類の変更(CTC)が行われていれば良いという基準です。ただし、()内の規定により、第84.66項の非原産材料からの変更では、規則を満たすことができないということになります。
- RVCとMaxNOMは、製品の生産における付加価値が一定以上であれば良いという基準です。

$$RVC = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{すべての非原産材料価額(CIF)}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100 \geq 50\%$$

$$\text{MaxNOM} = \frac{\text{すべての非原産材料価額(CIF)}}{\text{製品の価額(EXW)}} \times 100 \leq 55\%$$



➡ 今回は、「CTH (第84.66項の材料からの変更を除く。)」の適用を検討します。

特定した品目別原産地規則を満たすかを確認

別原産地規則が関税分類変更基準の場合、原産材料に対しては、関税分類の変更(CTC)を確認する必要がありません。

- しかし、材料を「原産材料」と扱うためには、その材料が原産品の要件を満たすことを確認しなければなりません(証明負担が大きいことがあります)。
- まずは**全ての材料に対し、関税分類の変更(CTC)を確認**した上で、基準を満たさない材料についてのみ、「原産材料」かどうか確認していくほうが効率的です。

生産に使用された材料のHS番号を確認

■ 産品: 工作機械 … 第8458.11号

材料表等の書類で確認 

- | | | |
|--------|----------|------------------|
| □ 材料表: | 01 鉄鋼材 | … 第72類 |
| | 02 制御盤 | … 第85類 |
| | 03 モーター | … 第85類 |
| | 04 ボールネジ | … 第84.83項 |
| | 05 ベッド | … 第84.66項 |

➡ 材料05「ベッド」は、「CTH(第84.66項の材料からの変更を除く。)」を満たしません。

関税分類変更基準を満たさない材料があれば…

➡ **選択肢1: 原産材料**と認められないか確認する。

→ 今回の事例で、材料05「ベッド」は、海外サプライヤーから調達したもののため、原産材料と認められる可能性はありません。

➡ **選択肢2: 許容限度(僅少の非原産材料)**の基準を満たすか確認する。

→ 日EU・EPAでは、第1～49、64～97類の製品については、**製品のEXWまたはFOB価額の10%以下**であれば、関税分類変更基準を満たさない非原産材料の使用が認められます。

■ **産品: 工作機械 …第8458.11号 (100万USD)**

価額を示す書類で確認



□ 材料表:	01 鉄鋼材	… 第72類
	02 制御盤	… 第85類
	03 モーター	… 第85類
	04 ボールネジ	… 第84.83項
	05 ベッド	… 第84.66項 (3万USD)

許容限度の基準を満たします。

製造工程を確認

品目別原産地規則を満たすかの確認に加えて

日EU・EPA 第3・2条 原産品の要件

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく満たされなければならない。**

■ 産品： 工作機械

製造工程表等の書類で確認

□ 製造工程：輸出者の**日本国内工場**にて下記材料を用いて製造。



■ 材料： 01 鉄鋼材、02 制御盤、03 モーター、04 ボールネジ、05 ベッド

➔ 産品が、日EU・EPA締約国である、日本において中断することなく生産されていることが確認できます。

産品は、日EU・EPA上の日本原産品と認められます。



原産品
でした！

ステップ4 完了₅₆

4. 輸出相談のご案内・よくある相談

輸出相談のご案内



EPA原産地センターでは、EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出についての相談対応を行っています(メール、電話、対面、オンライン面談)

■ 相談内容

日豪・EPA、CPTPP、日EU・EPA、日英・EPA及びRCEP協定※¹に係る自己申告制度を利用した輸出に係るもの

※¹ RCEP協定において輸出者又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、豪州、ニュージーランドへの輸出のみとなります(2023年1月1日時点)。例えば、中国や韓国へ輸出する場合、自己申告制度はご利用いただけませんのでご注意ください。

■ 相談対象者

日本から貨物を輸出し、上記EPAを利用して自己申告を行う方(輸出者、生産者)

■ ご利用方法

以下の事項を記載し、次ページ記載のメールアドレスあてに送付ください。

- (1)ご連絡先(お名前・会社名、お電話番号等)
- (2)希望される対応方法(メール、電話、対面、オンライン面談※²)
- (3)相談内容と輸出する貨物の情報※³

※² オンライン面談では「Cisco Webex Meetings」を利用します。

※³ 輸出貨物の原産性判断に必要となりますので、可能な限り以下の内容も記載ください。

利用したいEPA名／輸出貨物のHS番号／輸出貨物の生産に使用した材料の一覧

■ 担当

財務省税関 EPA原産地センター
住所:東京都港区海岸2-7-68

■ 相談受付メールアドレス

epa-roo-center2@customs.go.jp

(※)まずはメールでのご連絡をお願いいたします。



■ HS番号のみのご相談の場合

ご相談の内容が、輸出産品又は材料に係る品目分類(HS番号)についてのみの場合は、各税関の関税鑑査官部門にお問い合わせ下さい。

➤ 品目分類・関税率についてのお問い合わせ先(関税鑑査官)

税関ホームページ:<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。
EPA税率の確実な利用のため、輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めする場合もございます。



日本からの輸出で、自己申告制度を利用できるEPAはどれですか？自己申告制度を利用する場合、どのように原産品申告書を作成すればよいですか？

- 現在、日本の発効済のEPAで、自己申告制度が採用されているのは、日豪・EPA、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英・EPA、RCEP協定です。

※日米貿易協定においては輸入者による自己申告制度のみが採用されています。

※RCEP協定においては、輸出者又は生産者による自己申告制度を利用できるのは、輸出国及び輸入国の双方において当該制度を実施している場合に限られます。現在、当該制度を利用できるのは、日本、豪州、ニュージーランドとなります。輸入者による自己申告制度を利用できるのは、日本へ輸入する場合に限られますので、日本からの輸出においてはご利用いただけません。

- 税関ホームページに「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」を掲載しています。ご参照いただき、ステップに沿って、原産品申告書をご作成ください。

https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html



日本国内のサプライヤーから調達した材料であれば、日本の原産材料として認められますか？

- 日本国内で購入した材料や、日本国内で生産している材料が、必ずしもEPA上の日本の「原産材料」となるわけではありません。
- 「原産材料」と認められるためには、その材料自体が各EPAの原産地規則を満たす原産品であることの確認が必要となります。
- 原産材料かどうか不明な材料は、非原産材料として扱ってください。

5. 参考情報

税関ホームページのご案内



税関ホームページ 自己申告制度を利用した日本からの輸出について

- 輸出貨物に係る各EPAのご利用に際しては、税関ホームページ 原産地規則ポータルを是非ご活用ください。
- 輸出相談のご案内のほか、よくあるご質問、輸出貨物に係るEPA利用の流れ、各関連リンクを掲載しています。

原産地規則ポータル

原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事前教示 事後確認

原産地規則ポータル
税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

目的別に探す

- 原産地規則とは
- 協定・法令等
- 原産地証明手続
- 事前教示
- 事後確認
- 品目別原産地規則の検索
- 輸出相談 (自己申告制度)**
- 様式見本 (自己申告制度)
- パンフレットお知らせ
- お問い合わせ
- その他のリンク

原産地規則ポータル
トップページ
⇒ 輸出相談

税関サイト ▶

原産地規則ポータル

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

現在位置: 原産地規則ポータル > EPAの『自己申告制度を利用した日本からの輸出』に係る相談をお受けしています

EPAの『自己申告制度を利用した日本からの輸出』に係る相談をお受けしています

EPA原産地センターでは、日豪協定、TPP11協定 (CPTPP)、日EU協定、日英協定、RCEP協定 (豪州、ニュージーランド仕向) の自己申告制度 (※) を利用した日本からの輸出に係る相談をメールにて受け付けています。
(※) RCEP協定において輸出者又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、豪州、ニュージーランドへの輸出のみとなります (2022年12月1日時点)。例えば、中国や韓国へ輸出する場合、自己申告制度はご利用いただけませんのでご注意ください。
第三者証明制度を利用した輸出に係るご相談については、以下をご利用ください。

- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) (EPA利用手順、相談窓口、原産地証明ナビ) [☞](#)
- 経済省委託事業 (EPA相談デスク) [☞](#)

輸出貨物の原産性の考え方や、原産品申告書の作成に関する不透明点、必要な書類の範囲など、自己申告制度の利用についての疑問等がありましたら、メールにてご相談ください。なお、回答については対面又はオンラインによる面談のほか、メール又は電話での対応となります。

相談対象者

上記協定を利用して自己申告を行う方 (輸出者、生産者)

ご利用方法

https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_epa.htm

税関ホームページのご案内



輸出相談のよくあるご質問(FAQ)も掲載しています。

EPA(経済連携協定等)の『自己申告制度を利用した日本からの輸出』に係る相談 よくあるご質問(FAQ)

(2023年6月1日時点)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	相談方法	税関での輸出相談を利用するにあたり、どのような資料を用意すればよいか。	ご相談の内容にもよりますが、まずは輸出貨物のHS番号、生産に使用した材料の一覧、生産場所、生産工程等の情報をご用意ください。
2	EPA税率の確認	輸入国での輸入申告においてEPA税率の適用を受けるための手順を知りたい。	EPA税率の適用を受けるための流れ(EPA利用のステップ)について、「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」にまとめましたのでご参照ください。 (リンク:税関HP「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」 https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html)
3	EPA税率の確認	輸入国で設定されているEPA税率はどのように確認すればよいか。	税関ホームページに、日本が締結しているEPAに関する相手国側譲許表を掲載しております。 (リンク:税関HP「相手国譲許表(関税率表)」 https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm) なお、日EU協定及び日英協定において、譲許表に掲載されていないHS番号に分類される商品は、各協定発効時に関税が即時撤廃されており、EPA税率は無税となります。ただし、輸入国でのMFN税率 [※] が無税の場合もあり、EPA税率を適用する必要がない場合がありますので、ご注意ください。 ※ MFN税率とは、実行最恵国税率のことで、WTO協定税率など相手国において一般的に適用される税率をいいます。
4	HS番号の確認	HS番号についてどのように調べればよいか。	HS番号とは、輸出入の際に産品を分類する番号のことです。 HS番号は「輸出統計品目表」(日本における輸出申告で使用)で調べることができます。 (リンク:税関HP「輸出統計品目表」 https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm) なお、輸入貨物に適用されるHS番号は輸入国税関の判断によることから、日本から輸出される貨物に係る輸入国におけるHS番号について判断に迷う場合には、輸入者等を介して輸入国税関に事前指示制度等を利用してお問い合わせいただくことが最も確実な方法です。輸入国での適用を保证するものではなく参考意見にとどまりますが、各税関の関税審査官部門においても輸出貨物に係るHS番号のご相談を承っています。 また、後記【番号35】の関税分類変更基準により貨物の原産性を確認する場合、原材料のHS番号は必ずしも6桁まで特定する必要がない場合もありますので、ご注意ください。 (リンク:税関HP「原産性判断に必要なHSコードについて」 https://www.customs.go.jp/roo/origin/zairyo_hs.pdf)
5	HS番号の確認	輸出相談で輸出貨物のHS番号を教えてください。	ご相談内容が、輸出産品又はその材料に係るHS番号のみに関する場合は、各税関の関税審査官部門にお問合せください。 (リンク:税関HP「品目分類・関税率についてのお問合せ先(関税審査官部門)」 https://www.customs.go.jp/question2.htm#b) ご相談の際には、輸出産品やその材料の製法、成分割合、構造、機能、性状、包装、用途等が分かる書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。また、過去に類似の産品について日本への輸入時に事前指示を受けていれば、参考までに当該回答書等もあわせてご用意ください。 なお、輸入国における輸入申告におけるHS番号については、最終的に輸入国の税関の判断が優先されますので、輸出国の税関からの回答は参考意見にとどまります。

https://www.customs.go.jp/roo/origin/faq_yushutsu.pdf

ご清聴ありがとうございました。